

65歳以上の介護保険料が決まります

■問い合わせ

佐賀中部広域連合 業務課

☎40-1135

多久市 福祉課 高齢・障害者福祉係

☎75-4823

介護保険は、40歳以上の全員を被保険者とする公的社会保険制度で年齢により納付の方法が異なります。

■65歳以上の保険料

40歳から64歳までの方は、各自が加入している医療保険の保険料と合わせて納め、65歳以上の方は「特別徴収」または「普通徴収」で佐賀中部広域連合へ納付していただいています。

65歳以上の方の平成23年度の介護保険料は、すでに暫定の金額（仮徴収）を徴収していますが、6月に確定した市民税に基づき、平成23年度の年額保険料を再計算しています。

再計算により決定した保険料の納入通知書は7月中旬に送付します。

①特別徴収（年金天引き）

老齢・退職・障害・遺族年金を年額18万円以上受給されている方は、原則として年金より天引きします。

4月、6月、8月（※）の徴収額は、仮に算定した金額なので、今回決定した保険料から仮徴収額を差し引いた金額を、10月、12月、2月の3回に分けて年金から天引きします。年度途中で65歳になった方、佐賀中部広域（佐賀市/多久市/小城市/神埼市/吉野ヶ里町）以外の市町村から転入された方などは、おおむね6か月後から天引きを始めます。

（※8月の保険料額が変わる場合もあります）

②普通徴収（納付書・口座振替）

老齢・退職・障害・遺族年金が年額18万円未満の方、年金を受給していない方、恩給等の受給者の方は、保険料を納付書または口座振替で納付していただきます。4月から7月分の徴収額は、仮に算定した金額なので、今回決定した保険料から仮徴収額を差し引いた金額を、8月から3月の8回に分けて納付していただきます。

納付には納付書を持参し、指定金融機関の窓口で納めてください。事前に手続きしておくこと、便利な口座振替が利用できます。

市交際費の支出状況

▶平成23年度5月分

支出種別	区別	件数	金額（円）
弔 慰	今月分	2	10,000
	累 計	2	10,000
見舞い	今月分	0	0
	累 計	0	0
御 祝	今月分	7	36,275
	累 計	11	56,040
賛 助	今月分	0	0
	累 計	0	0
激励金	今月分	0	0
	累 計	0	0
接 遇	今月分	0	0
	累 計	0	0
会 費	今月分	0	0
	累 計	1	5,000
その他	今月分	1	3,255
	累 計	2	6,510
合 計	今月分	10	49,530
	累 計	16	77,550

◎詳細は市のホームページに掲載しています。

■問い合わせ 総務課 秘書係 ☎75-2115

- ④世帯全員の預貯金合計が180万円以下
- ③住民税課税者と生計をともにしておらず、住民税課税者に扶養されていない方（健康保険の扶養も含む）
- ②平成22年中全ての収入が88万円以下の方（世帯員がひとり増えるごとに41万円加算）
- ①平成23年度の介護保険料段階が第3段階の方
- 減免対象者（次の全てに該当の方）
- （第3段階とは…本人と世帯の全員が住民税非課税であるが、前年の合計所得金額と課税年金の収入額の合計が80万円を超える場合）

7月中旬に送付する平成23年度保険料の納入通知書に減免に関するお知らせを同封しますので、減免要件を確認してください。

7月下旬から介護保険料の減免申請の受付を始めます

■申請の方法

次の①～⑤までの必要書類を持って、市役所福祉課または、佐賀中部広域連合の窓口で申請してください。

①納入通知書②平成22年中の収入がわかる書類（年金の源泉徴収票等）③健康保険証④預金通帳・生命保険証書等⑤印鑑

■減免額

申請後の審査で減免を承認した場合は、申請月以降の保険料を3分の1減額します。ただし8月末までに申請があった場合に限り、4月にさかのぼって保険料を減額します。

減免の承認・不承認結果は、決定後通知します。